

# 岐阜県公報

## 目次

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警務課) 二

号外(三) 平成二十五年三月二十六日

## 公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県公安委員会

委員長 石井成一

岐阜県公安委員会規則第二号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則(昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区分	警察官			一般職員合計
	警視	警部	警部補及び 巡査部長	
警察本部	七五	一三三	五五五	二八一
警察署	三七	一三七	一、二七九	一、四三三
合計	一一二	二五九	一、八三四	二、一八五
			一、二六四	一、三三三
			三、四六九	二、五六〇
			四四	三、八九三

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)

平成二十五年三月二十六日

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県公安委員会

委員長 石井成一

岐阜県公安委員会規則第三号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「五課及び一隊」を「三課」に、

「地域課 通信指令課 少年課 生活環境課 自動車警ら隊」	を	「少年課 生活環境課」	に改め
--	---	----------------	-----

る。

第八条第七号中「の取締り」を削り、同条第九号及び第十号を次のように改める。

九 銃砲刀剣類等（けん銃その他の銃器を除く。第九条の二第一号において同じ。）の指導に關すること。

十 風俗營業等の指導に關すること。

第八条第十三号中「又は隊」を削る。

第九条及び第九条の二を削り、第十条を第九条とする。

第十一条第一号中「（けん銃その他の銃器を除く。）の指導」を「の」に改め、同条第六号中「指導」を削り、同条中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 不正アクセス関係事犯の取締りに關すること。

十一 不正指令電磁的記録に關する犯罪の取締りに關すること。

第十一条を第九条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（地域部の分課）

第十条 地域部に次の二課及び一隊を置く。

地域課

通信指令課

自動車警ら隊

（地域課の所掌事務）

第十一条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

一 条例第二条第一項第三号に規定する地域部の所掌事務に關する総合的な企画及び指導調整に關すること。

二 地域警察の運用及び活動に關すること。

三 雑踏警備に關すること。

四 山岳遭難、水難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に關すること。

五 警察航空隊の運用に關すること。

六 鉄道警察隊の運用に關すること。

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課又は隊の所掌に屬しない事務に關すること。

第十一条の二を第十一条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（通信指令課の所掌事務）

第十一条の二 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

一 警察通信指令の運用に關すること。

二 緊急配備その他の初動措置に關すること。

三 警察通信の運用に關すること。

第十三条第一号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 犯罪手口に關すること。

五 犯罪捜査の支援に關すること。

六 捜査支援室の運用に關すること。

第十六条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十一条第一号中「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第二十七条中「三課」を「二課」に、

「警備第二課 国体対策課」	を	「警備第二課」	に改める。
------------------	---	---------	-------

第二十八条第一号中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第六号」に改める。  
第二十九条の二を削る。

第三十一条中「六課」を「五課」に、  
「総務課」を「総務課」に改める。  
取調べ監督課

第三十二条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 被疑者取調べの監督に関する事。

七 取調べ監督室の運用に関する事。

第三十二条の二を削り、第三十二条の三を第三十二条の二とする。

第三十五条第一項中「鉄道警察隊を」の下に「刑事総務課に捜査支援室を」を、  
「試験場」という。）を」の下に「総務課に取調べ監督室を」を加える。

第三十八条の五を次のように改める。

(秘書官)

第三十八条の五 総務課に秘書官を置き、警視をもつて充てる。

2 秘書官は、命を受け、警察本部長の秘書の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第四十条の三を削る。

第四十一条の二を第四十一条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(取調べ監督室長)

第四十一条の三 総務課に取調べ監督室長を置き、警視をもつて充てる。

2 取調べ監督室長は、命を受け、取調べ監督室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

第四十一条を第四十一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(捜査支援室長)

第四十一条 刑事総務課に捜査支援室長を置き、警視をもつて充てる。

2 捜査支援室長は、命を受け、捜査支援室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

第四十二条の七を第四十二条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

(災害対策室長)

第四十二条の九 警備第一課に災害対策室長を置き、警視をもつて充てる。

2 災害対策室長は、命を受け、災害対策室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第四十二条の六を第四十二条の七とし、第四十二条の二から第四十二条の五までを一条ずつ繰り下げ、第四十二条の次に次の一条を加える。

(公安委員会事務室長)

第四十二条の二 総務課に公安委員会事務室長を置き、警視をもつて充てる。

2 公安委員会事務室長は、命を受け、公安委員会事務室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(研究官)

第四十三条の二 科学捜査研究所に必要により研究官を置き、警視又は警部に相当する

一般職員をもつて充てる。

2 研究官は、命を受け、科学捜査に係る鑑定及び研究に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第五十四条第二項中「生活安全総務課、少年課及び生活環境課並びに」を「及び」に改め、同条第三項中「生活安全部地域課及び通信指令課並びに」を「地域部及び」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三十八条の五の改正規定及び第四十二条の七を第四十二条の八とし、同条の次に一条を加え、第四十二条の六を第四十二条の七とし、第四十二条の二から第四十二条の五までを一条ずつ繰り下げ、第四十二条の次に一条を加える改正規定(第四十二条の八の次に一条を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

平成二十五年三月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社